

消防署 だより

松前消防署 ☎ 984-3404

設置状況の調査を行います 住宅用火災警報器



住宅用火災警報器は、全ての住宅で設置義務があります。しかし、町内の状況を見ると、正しく設置していない世帯も多くあります。この機会に、家の中の設置状況を見直してみましょう。

● どうして設置しなければならないの

住宅用火災警報器が設置されている場合、設置されていない場合と比べ、死者数と焼損床面積は半減、損害額は約4割減したという分析結果があります（消防庁）。火災が発生した初期の段階でその状況に気付き、逃げ遅れを防ぐため火災警報器は大切です。

● 町内の設置率は

令和4年6月1日時点の設置率は、次のとおりです。

	全国	愛媛県	松前町
設置率	84.0%	81.1%	75.7%
条例適合率	67.4%	70.3%	62.9%

- ※ 設置率 1個以上設置している世帯の割合
- ※ 条例適合率 条例に基づき設置している世帯の割合

● どこに設置すればいいの

- ① 全ての**寝室**（就寝に使用する部屋）
- ② 寝室がある階からすぐ下の階に通じる**階段**（避難階を除く）
- ③ 寝室がある階から2階下の階の**階段**（寝室がある階のすぐ下の階の階段に設置している場合を除く）
- ④ 寝室がある階（避難階に限る）から2階以上、上の階に居室がある場合の**階段**
- ⑤ 上記①～④に該当しない階で、1つの階に7㎡以上の居室が5部屋以上ある場合の**廊下**

● 設置状況の調査を実施

消防職員が訪問して調査を行います。調査に併せて、設置している場合は作動確認方法を、設置していない場合は早期の設置を指導します。

ご協力をお願いします。

▶ 実施期間 5月中

▶ 対象世帯 町内70世帯

※ 調査時は身分証を提示します。



詳しくは、伊予消防等事務組合消防本部のホームページ（右のQRコード）を確認してください。



News

宝くじ助成事業で雨がっぱを整備

自治総合センターの宝くじの受託事業収入を財源としたコミュニティ助成事業で、松前町消防団の雨がっぱが更新されました。

長時間の活動が予想される水災害現場で、消防団員のストレス軽減と活動能力の向上が期待されます。

